

## 第3期すまいる子ども・若者プランの変更について

子ども・子育て支援法第61条第7項において、「市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。」とされており。

このたび、次のとおり変更する予定です。

## 1 「第5章 第3期すまいる子ども・若者プランの内容」への取組の追加

(1) 追加する取組 「児童発達支援センターの整備及び事業の推進」

(2) 見直しの経緯

発達障がい等支援が必要な子どもの増加に伴い、障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する子どもが年々増加しており、サービス利用の調整が必要である。また、保育所や学校現場への支援体制づくりが必要な状況である。これらの課題の解決と、個に応じた切れ目のない一貫した支援の強化を目的に、三条市において令和8年4月に児童発達支援センターを設置するため追加するもの。

(3) 変更後の内容 別紙1のとおり

## 2 「第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の展開」の変更

(1) 変更する内容

「4 教育・保育の量の見込みと確保方策」及び「5 地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策（2）延長保育事業」の確保方策

(2) 見直しの経緯

「確保方策」（施設の利用定員）については、施設からの変更届の提出、施設の廃園、また保育所から認定こども園への移行が生じたことから、計画内容の変更を行うもの。

主な変更点として、令和7年度をもって、市内唯一の幼稚園である「宝塔院幼稚園」及び地域型保育事業実施施設である「保育園たんぼぼ」が廃園となるほか、令和8年度からは、本成寺保育園、北陽保育園、つくし保育園、ふじの木保育園及びきらきら保育園が認定こども園へ移行する予定となっている。

さらに、令和9年度以降においても複数の施設が認定こども園への移行を予定していることから、これらの状況を踏まえ、確保方策の内容を見直すもの。

(3) 変更後の内容 別紙2のとおり